

徳島県企業局ダム水源地サポート事業

徳島県企業局は、水力発電事業に係る県営発電所またはダム（以下、「県営発電所等」という。）が所在する町及びその水源地域において、地域の活力や魅力づくり等を推進する活動及び環境保全に向けた活動を支援します。



企業局すだくん

補助対象者

- (1) 県営発電所等が所在する町及びその水源地域を有する町（勝浦町、上勝町、那賀町、美波町）
- (2) 上記の町で活動する
 - ①法人（第3セクター、民間企業、特定非営利活動法人等）
 - ②任意団体（ボランティア団体等）
 - ③小、中学校等

※ただし、該当地域の町役場の協賛、後援等の支援が得られることを条件とします。

補助対象事業

ソフト事業に限ることとし、県営発電所等が所在する町及びその水源地域（美波町については赤松地区に限る）で実施される、次に掲げる事業です。

- I 型
- (1) 住民参加型イベントの実施により、地域の活性化を図る事業
 - (2) 広域的な集客を目的としたイベントの実施により、地域の魅力発信及び交流人口の拡大を図る事業
- II 型
- (1) ダム及び河川の保全に寄与する事業
 - (2) 自然エネルギー及び環境保全学習を通して、次世代を担う人材育成を推進する環境教育事業

補助金額

補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額とします。

ただし、I 型については800千円を、II 型については500千円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

募集期間及び提出方法

- (1) 募集期間
令和8年4月30日（木） から 同年5月21日（木） まで

(2) 提出方法

町役場経由で徳島県企業局に提出してください。

補助金交付の決定

補助金の交付については、徳島県企業局ダム水源地サポート事業審査委員会による審査を経て決定します。

◇審査方法 書類審査

◇審査委員会の開催時期 6月上旬頃

◇補助金の交付決定の時期 6月上旬頃

補助金交付の条件

◇事業実施にあたっては、

- ・「徳島県企業局ダム水源地サポート事業」の補助を受けている旨をポスター、ちらし等に明記すること。

◇開催時等においては、

- ・「徳島県企業局ダム水源地サポート事業」の補助を受けている旨の紹介を行うこと。

注意事項

◇事業実施日が確定次第、速やかに事業内容及び日程について、町の担当者に連絡すること。
(事業の中止及び事業内容に変更が生じた場合は、至急、町の担当者に連絡すること。)

◇事業によっては、企業局 SNS (Twitter, facebook) で周知を行う可能性があります。
(全ての事業について周知を行うわけではありません。)

補助対象経費 次の経費を含まないものとします。

- 1 国又は県から補助又は委託を受けている事業に要する経費
- 2 用地、建物の取得に要する経費
- 3 設備、備品の購入 (書籍等の一品の価額が 10,000 円未満の備品を除く。) に要する経費
- 4 施設の維持管理に要する経費
- 5 計画の策定に要する経費
- 6 報償費 (講師等の謝金を除く。)、旅費 (講師等の費用弁償を除く。)、食糧費及び補助事業者の人件費
- 7 用途の定まっていない活動に対する補助金等

問い合わせ先

那賀町、勝浦町、上勝町、美波町の各役場 または

徳島県企業局 事業推進課

TEL088-678-7683

